

掲載当時の通知等を元に作成されています。その後に出された通知等で、  
解釈が変わる場合がありますので、予めご注意ください。

# ●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

## う蝕多発傾向者への フッ化物局所応用加算について

う蝕のない患者への予防目的としたフッ素塗布は保険給付外であるが、う蝕に対する歯冠修復後もう蝕活動性が高く継続的な指導管理が必要な場合はフッ化物局所応用加算が算定できる。また3歳未満の患者の場合、サホライド塗布した歯も歯冠修復終了歯として扱うことができる。今回は、3歳未満の患者に対して管理を行った場合の算定について解説する。算定漏れのないようご請求下さい。

患者：1歳6ヶ月 男性

主訴：母子健診でむし歯があると言われたので、治療をして欲しい。

所見：A/A隣接面にう蝕を認める。

傷病名：A/A C<sub>1</sub> → A/A C 管理中 注⑤

月日	部位	療法・処置	点数
10月15日		初診	218
		①	+40
	A/A	歯科治療が初めてでユニットに寝てくれず、号泣	/
		サホ塗布	40+20
		歯管 (文書提供・添付)	110
10月22日		再診	42
		①	+10
		治療を進めるも号泣し、治療困難	/
		実地指1 (文書提供・添付) 注①	80
		母親に対し歯ブラシ指導をするよう指示	/
	A/A	サホ塗布	40+20
10月29日		再診	42
		①	+10
		号泣し、治療が困難	/
	A/A	サホ塗布	40+20
11月6日		再診	42
		①	+10
		本日も号泣し、治療が困難	/
		歯管	110
		F局 (文書提供・添付) 注②・③・④	+80
		う蝕多発傾向者と判定し、フッ化物塗布による継続管理を母親に説明、同意を得る。	/
		管理方針を歯管の文書に記載し提供。フルオールゼリー (20mg/g)を綿球で全歯に塗布。	/
		実地指1 (文書提供・添付) 注⑥	80
		仕上げ磨きを母親にやってもらい、磨き方のチェック、乳児用フロスの使い方を指導するよう指示	/
2月10日		再診	42
		①	+10
		新たなう蝕はみられない	/
		歯管	110
		F局 (文書提供・添付) 注③・④	+80
		仕上げ磨き、甘味制限の重要性を説明。管理方針を歯管の文書に記載し提供。	/
		フルオールゼリー (20mg/g)を綿球で全歯に塗布。	/
		実地指1 (文書提供・添付) 注⑥	80
		磨き方のチェックと指導を行うよう指示	/
5月12日		再診	42
		①	+10
		新たなう蝕はみられない。	/
		歯管	110
		F局 (文書提供・添付) 注③・④	+80
		甘味制限や食後の歯磨き習慣をつけること等を説明。管理方針を歯管の文書に記載し提供。	/
		フルオールゼリー (20mg/g)を綿球で全歯に塗布。	/
		実地指1 (文書提供・添付) 注⑥	80
		ブラッシング方を指導するよう指示	/
8月20日		再診	42
		①	+10
		歯管	110
		F局 (文書提供・添付) 注③・④	+80
		仕上げ磨きとブラッシングについて説明。	/

月日	部位	療法・処置	点数
		管理方針を歯管の文書に記載し提供。フルオールゼリー (20mg/g)を綿球で全歯に塗布。	/
		実地指1 (文書提供・添付) 注⑥	80
		歯ブラシのあて方を指導するよう指示	/
11月25日		再診	42
		①	+10
		う蝕多発傾向者の判定を実施。継続管理の必要性を認め、母親に説明し同意をえる。 注⑦	/
		歯管	110
		F局 (文書提供・添付) 注③・④	+80
		管理方針を歯管の文書に記載し提供。フルオールゼリー (20mg/g)を綿球で全歯に塗布。	/
		実地指1 (文書提供・添付) 注⑥	80
		歯ブラシのあて方を指導するよう指示	/

### 【解説】

注① 小児患者または著しく歯科治療が困難な者である患者との意思の疎通が困難な場合において、当該患者のブランクチャートを用いたブランクの付着状況を指摘し、当該患者に対するブラッシングを観察した上で、保護者に対して、療養上必要な指導を行った場合は、歯科衛生士実地指導料は算定できる。

注② フッ化物局所応用加算 (F局) は、う蝕に罹患している12歳以下の患者であって、う蝕に対する歯冠修復後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの (う蝕多発傾向者) に対して、歯科医師またはその指示を受けた歯科衛生士がフッ化物局所応用の指導管理を行った場合は、歯管に80点を加算する。う蝕多発傾向者とは下記表の年齢に応じた歯冠修復が終了した乳歯・永久歯を有する者をいう。

年齢	歯冠修復終了乳歯数	歯冠修復終了永久歯数
0~2歳	1歯以上 (※1)	-
3~4歳	3歯以上 (※1)	-
5~7歳	乳歯8歯以上および永久歯2歯以上 (※2)	-
8~10歳	-	4歯以上
11~12歳	-	6歯以上

(※1) フッ化ジアミン銀塗布歯は歯冠修復終了歯には含まないが、3歳未満の初期う蝕で、歯冠修復の実施が患児の非協力等で物理的に困難と判断される場合に限り、当該未処置う蝕にフッ化ジアミン銀を塗布した場合、歯冠修復終了乳歯として取り扱う。

(※2) 5~7歳の者で永久歯の萌出歯が2歯未満の場合、歯冠修復終了永久歯は、う蝕多発傾向者の判定の要件としない。

注③ 歯冠修復終了後、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士は、患者またはその家族に対しフッ化物局所応用に係わる管理方針を説明し、患者またはその家族に対し文書により提供すること。

注④ フッ化物歯面塗布とは、綿球による歯面塗布法、トレー法、イオン導入法等の通法に従い、歯科医師または歯科衛生士が3~4月ごとに局所応用を行うことをいう。  
またフッ化物製剤とは、2%フッ化ナトリウム溶液、酸性フッ化リン酸溶液をいう。なお、薬剤料は加算に含まれ別に算定できない。

注⑤ フッ化物局所応用の指導管理を行った場合は、レセプトの病名欄には、歯冠修復終了歯の部位と「C管理中」と記載する。なお、乳歯と永久歯は歯式を分けて記載する。

注⑥ 歯科衛生実地指導料とフッ化物局所応用加算は併算定できる。

注⑦ フッ化物局所応用の指導管理は、当該指導を最初に行った日から起算して1年以内に限る。ただし、1年経過後に改めてう蝕多発傾向者と判定された場合は、指導管理を引き続き行うことができる。

